

大和市学校防災マニュアル



令和2年4月

大和市イベントキャラクター ヤマトン

大和市学校防災マニュアルの改訂に向けて

☆この大和市学校防災マニュアルは、各学校防災マニュアル作成に当たっての基本的な共通事項を示したものである。

☆よって、各学校はこの大和市学校防災マニュアルの改訂を受け、それぞれの学校防災マニュアルの見直しを行い、学校環境や学区状況を踏まえた、より実効性のあるものとするのが求められる。

<状況1>

☆学校防災に対する学校の責任は、東日本大震災における大川小学校の例を見るまでもなく、厳しく問われる時代になっている。

☆併せて、近年、日本の各地で地震や風水害による被害が多くみられることから、大和市においても、発災時へのなお一層の準備と、日常の教育活動内での防災教育のさらなる充実が喫緊の課題である。

<状況2>

☆そうした中、防災に関する国の考え方も大きく転換した（特に南海トラフ地震臨時情報、風水害時の避難）。このことを受け、学校の設置者や管理者は、国の動向に合わせ、実効性のあるマニュアルとするための見直しが求められている。

<状況3>

☆また、見直しにおいては、大和市の地理的特徴や環境といったことを考慮に入れる必要があり、共働き世帯の増加により、発災時に家庭に保護者がいないことが想定される等、社会の変化も視野に入れる必要がある。

<マニュアルの構成と災害想定>

☆マニュアルは「緊急時における行動の基本」と、日常教育活動内での「安全・防災教育の在り方」の2部構成とした。また、内容を補完するための「防災教育資料」も別冊でつけた。

☆地震に関して、我々が想定し、特に警戒しなければいけないものとしては以下が考えられる。

- ・都心南部直下地震（M7クラス 30年以内に70%） 大和市の想定震度：震度6弱
- ・南海トラフ巨大地震（M8～9クラス 30年以内に70～80%） 同上：震度5弱～5強

☆この大和市学校防災マニュアルは、**都心南部直下地震等の巨大地震が突然に発生した場合と、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合**について、それぞれ項目だてをして作成した。

☆また、水害やがけ崩れ、火災などに対しては、学区の環境によって大きく異なることから、各学校には、現状に即した防災マニュアルの策定が強く求められる。そのため本マニュアルでは、全校が共通に定める内容だけにとどめた。

大和市学校防災マニュアル 項目

第1部 緊急時における行動の基本

<地震編>

・巨大地震が発生した場合

1 「揺れたら!」・・・初期対応(危険回避)から一次避難へ

- ・学校にいるとき(授業中)
- ・学校にいるとき(休み時間等)
- ・学校にいるとき(放課後の活動時)

2 一次避難場所(校庭)での対応

※障がいのある児童・生徒(特別なニーズのある児童・生徒)への対応

3 二次避難(広域避難場所への避難)

4 校外行事等での発災

5 登下校中での発災

6 揺れがおさまった後の対応と学校でのあずかり保護

補足1 震度4以下の場合

補足2 地域住民が学校に避難をしてきた場合

補足3 大和市の災害に関する情報

・南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

<風水害編>

・台風や大雨による危険が予測される場合

- 1 市内小中学校を「一斉臨時休業」とするとき
- 2 小中学校ごとで「臨時休業」とするとき

<火災編>

・学校施設内を出火場所とする場合

- 1 授業中の避難行動
- 2 休み時間等の避難行動

・学区内で火災が発生し延焼が心配される場合

- 1 学校が住宅地にあり、学校への延焼等危険が予想される場合
- 2 通学路で火災が発生し、登下校時に危険が予想される場合

第2部

安全・防災教育のありかたと防災教育資料

・防災備蓄等の指針

・防災教育資料(別冊)

「もしも・・・ 自然災害が起こったら」 小学校1・2・3年生用

小学校4・5・6年生用

中学生用

大和市学校防災マニュアル

第1部

緊急時における行動の基本

<地震編>

【巨大地震が発生した場合】

発災（震度5弱以上）・・・都心南部直下地震等を想定

（交通機関も止まり、保護者の多くは帰宅困難に・・・）

発災時の被害を最小に・・・!

その後は安全な状況になるまで学校で保護!

1 「揺れたら!」・・・初期対応（危険回避）から一次避難へ

学校にいるとき（授業中）

対応

- ① 頭部を保護して机の下へ避難させる。（回避行動）
 - ・体育館や特別教室の場合は、あらかじめ対応を指導しておく。特に、理科の実験中や家庭科の調理中などでは、薬品への注意や消火行動を想定し、事前に万全の指導をしておく。
- ② 揺れがおさまったら、けが人や被害状況を確認する。
 - ・職員室へのけが人の報告等はインターホンを利用するが、回線が混雑することや、停電で使用できない可能性があることも想定しておく。
- ③ 一次避難の指示放送を聞き、晴れていれば校庭へ避難させる。
 - ・停電の場合、学校放送設備は使えない。緊急放送設備は使用可。
 - ・避難に当たっては、頭を守るものを着用させる。
- ④ 廊下に整列の際に人数確認を確実に行う。
- ⑤ 校庭で学級ごとに点呼し、所在不明者・けが人などがいないか確認する。
 - ・校内災害対策本部を立ち上げる。
- ⑥ 校舎の安全をチェックリストで確認後、あずかり保護へ移行する。（体育館・校舎・広域避難場所など）

- 校舎と体育館は震度7に耐えられる耐震構造であることを、日頃から児童・生徒、保護者などに伝えておく。
- 避難経路の安全確認は、各階ごと安全確認担当者をあらかじめ決めておく。また、残留児童・生徒を確認する担当者も決めておく。
- 担任や授業者が落ち着いて指示する。
- けが人発生の場合は他の教職員の協力を要請する。
- 慌てて外へ避難しないよう指導する。避難の指示が出てから行動させる。
- 避難経路の安全(ガラス・天井・掲示板などの落下がないかなど)・火災発生の有無の確認後に避難誘導放送を行う。
- 理科室での実験中・家庭科室での調理中などにおける発災は、危険回避も想定しておく。
- 保健室にいる児童・生徒の避難に関しては、養護教諭等が回避行動や避難行動を指示・誘導する。
- 不安を抱かせないように指導することが重要である。

学校にいるとき(休み時間等)

対応

- ① 揺れ始めたら 児童・生徒は、
 - ・教室では・・・机の下にもぐる。
 - ・廊下では・・・その場で頭を抱えてしゃがむ。だんごむしの体勢を取る。
 - ・校庭では・・・ガラスが落ちてくるので、校庭の中央で座って待つ。
- ② 揺れがおさまったら 児童・生徒は、
 - ・教室では・・・誘導の放送が入るまで、机の下にもぐっている。
 - ・廊下では・・・近くの教室に入り、机の下にもぐる。教室に入れなかった場合でも、頭を守る体勢を取り続ける。
 - ・校庭では・・・誘導の放送が入るまで、校庭の中央で座って待つ。
- ③ 誘導の放送が入ったら 児童・生徒は、
 - ・教室では・・・近くの先生の指示で廊下に並び、校庭へ避難する。
 - ・廊下では・・・教室から避難してきた人と一緒に、校庭へ避難する。
 - ・校庭では・・・クラスごとの並ぶ位置へ移動する。
- ④ 校庭で学級ごとに点呼し、所在不明者・けが人などがいないか確認する。
 - ・校内災害対策本部を立ち上げる。
- ⑤ 所在が確認できない児童・生徒に関しては、徹底的に捜索を行う。

- 児童・生徒は教室から離れ、担任もそばにいないことが考えられることから、休み時間の発災を想定した教職員の分担をあらかじめ決めておく。(例えば2階フロア東側は〇〇先生など)
- 教職員の役割分担に、あらかじめ避難経路の確認、残留児童・生徒を確認する担当者を決めておく。
- 教職員は、残留児童・生徒をトイレ等も含め、声をかけながら避難する。
- 避難訓練の計画に、年間一度は休み時間での発災も計画する。

学校にいるとき(放課後の活動時・・・寺子屋やまと・放課後子ども教室・部活動・委員会活動・行事準備など)

対応

- ① 避難指示の放送を流す。
- ② 避難行動の支援に入る。
- ③ 放課後の活動以外にも残留児童・生徒がいないかを確認し、一次避難場所へ行く。
- ④ 校庭で活動ごとに点呼し、所在不明者・けが人などがいないか確認をする。
・校内災害対策本部を立ち上げる。
- ⑤ 放課後の活動と協力し、あずかり保護に移行する。(体育館・校舎・広域避難場所など)

- 放課後における発災は、活動を担当している教職員、担当者が回避行動・避難行動を指示する。
- 発災時に教職員がそばにいない場合も考えられることから、休み時間の発災ケースをベースとしたマニュアル作りが有効である。
- 寺子屋や放課後子ども教室、部活動や委員会活動などの時間における避難訓練を年間計画の中に組み込んで実施する。
- その際、関連する機関と連携を密にして、計画を策定する。

2 一次避難(校庭)での対応・・・校内災害対策本部の立ち上げ

対応

- ① 学級ごとに点呼し、所在不明者・けが人などがいないか確認する。
 - ・所在が確認できない児童・生徒に関しては、徹底的に搜索を行う。
 - ・校内災害対策本部の立ち上げとともに保健室の機能を有する場所を確保し、対応を始める。
- ② けが等治療が必要な場合は、消防に連絡する。
- ③ 防災ラジオ、防災行政無線などにより情報を収集する。
- ④ 広域避難場所への経路の安全確認をし、避難の必要性を検討する。
 - ・火災の延焼等の有無を確認する。
 - ・火災を発見した場合は、スタンドパイプ等で消火を試みる。(可能な範囲にとどめる)
- ⑤ 揺れがおさまったら、校舎・体育館の被害状況を把握する。
 - ・どこであずかり保護を行うかの観点から点検を行う。
- ⑥ 可能な方法で教育委員会への報告を試みる。
- ⑦ 下校時間帯の発災であれば、学校へ避難してくる児童・生徒を保護する。
 - ・揺れがおさまっている場合は、可能な範囲で危険が予測されるような通学路へは教職員を派遣したい。ただし、複数一組での搜索、点検を基本とする。
- ⑧ 二次避難の必要があると判断した場合は、安全を確保しつつ避難を開始する。
- ⑨ あずかり保護に移行する。(体育館・校舎・広域避難場所など)
- ⑩ 引き取りを希望する保護者に対しては引き渡しを行う。

- 二次避難の判断に関しては、学区の特徴をしっかりと把握し、事前に二次避難に至る場合を十分に検討しておく。
- 雨天の場合などは、一次避難の場所を体育館に変更したり、教室での避難継続なども想定しておく。
- 「地震→一次避難→引き渡し」という従来の考え方ではなく、「地震→一次避難→あずかり保護→引き渡し」に変更することを徹底する。
- 学校は避難生活施設として使用されることから、安全であるという点を保護者にも周知しておく必要がある。
- あずかり保護は、長ければ1～2日にわたることを想定しておく。(教職員も発災時は、児童・生徒の安全確保が優先される立場から、それぞれの家庭での準備を進めておくことを推奨する)
- 東京都下では、発災に当たり、3日間の職場残留を条例ですべてすすめている区もあり、児童・生徒のあずかり保護に関しての「ニーズ」と「現状」に比べられる体制を構築していかなければならない。

※障がいのある児童・生徒（特別なニーズのある児童・生徒）への対応※

障がいのある児童・生徒に対しては、それぞれの障がいの状態に応じて、事前に災害時の対応を具体的に想定しておくことが重要である。（身体的な障がいがある 車いすを使用している パニックになりやすい など）その上で、教職員、ヘルパー、保護者が児童・生徒のそれぞれの障がいを踏まえたシミュレーションにそって、十分な訓練を行うことが必要である。

一次避難場所への持ち出し品リスト(例)

- ハンドマイク ホイッスル 防災ラジオ 緊急用児童・生徒名簿 MCA無線
 - 携帯用救急セット トランシーバー
- （訓練の際、これらの持ち出し品が、実際使えるかどうか、確認するとよい）

3 二次避難（広域避難場所への避難）・・・大規模な火災が発生し、校舎や体育館に危険が及ぶ可能性があるとき

対応

- ① 二次避難は、早めの決断をもって行動に移す。
- ② 想定する経路の安全を避難直前にも確認し、避難を開始する。
- ③ 二次避難に移る前に以下のことを行う。
 - ・慌てないで、指示に従って移動することを児童・生徒に徹底する。
 - ・けがをしていたり、具合が悪かったりする児童・生徒への補助体制を確立する。
- ④ 移動に当たっては、ブロック塀の倒壊等、二次災害にも注意する。
- ⑤ 避難先は、複数箇所考えておくことよい。

4 校外行事等での発災

事前の避難計画策定が勝負!!

対応

- ① その場での危険回避行動をさせる。
- ② あらかじめ決めておいた一次避難場所へ移動する。
 - ・学級ごとに点呼し、所在不明者・けが人などがいないか確認する。
 - ・状況を学校に報告する。
 - ・活動場所の市町村の避難場所等をあらかじめ役所や消防に確認し、下見等の折に現地確認を済ませておく。（必須）

・帰校を目的とするのではなく、まずは「全員を一緒に」、「安全を確保する」ことを目的として判断する。

・現地の公的機関へ支援を要請する。

・携帯電話が使えなくなることを想定し、学校等との連絡方法を事前に考えておく。

③ その後、引率責任者の判断のもとに、帰校に向けて取り組む。

□ 校外行事に際して、事前に以下の点を必ず確認する。

・発災時の避難計画ができているか

・一次避難場所を引率教職員が共通理解しているか

・引率責任者は、活動地域の公的機関、近隣医療機関の連絡先などを把握しているか

・携帯電話が通じないときの連絡方法を把握しているか

5 登下校中での発災

(南海トラフ地震臨時情報が発表されたケースについては12ページにて)

自分の身を自分で守る意識の徹底

対応

① 児童・生徒は、揺れが来たら、その場で頭を守ってしゃがむ。(ランドセルのフタやカバンで頭を保護する)

そのときなるべく

落ちてくるものがない

倒れてくるものがない

動いてくるものがない

ことを確認する。

② 揺れがおさまっても、しばらく安全を確認する。

・けがをしていたら、近くの人に大きな声で助けを呼ぶ。

③ ゆっくり安全を確認しながら、学校または、自宅など安全な場所へ避難する。

・倒壊だけでなく火災にも注意する。

・日頃から保護者がいる・いない、学校と自宅とどちらが近いかなどの条件で避難をどうするか家庭で決めておく。また、近くの大人を探し、一緒に判断をしてもらう。

- 一番危険が予想される場合であり、防災教育の中で、今後特に力を入れておかなければいけないケースである。
- 危険箇所については(がけ崩れの危険、ビルのそばでガラスや看板の崩落など)、それぞれの学区の状況に鑑み、事前の指導を徹底する。
- 児童・生徒の受け入れ準備をする。受け入れチェックをしながら、けが等のチェックと、保護者の動向も確認する。(仕事・家にいるはず・わからない・・・など)
- 受け入れが一段落したら、受け入れていない児童・生徒の所在を確認する。

6 揺れがおさまった後の対応と学校でのあずかり保護

震度5弱以上の場合、揺れがおさまっても「児童・生徒の安全確保」を最優先に判断・行動し、余震に警戒しながら、学校での保護を継続

(保護者への引き渡しを優先としない)

※ただし、保護者が来校し、希望する場合は、引き渡しを行う。

対応

- ① 一次避難やあずかり保護においては、随時、児童・生徒の「けが」「精神的ショック」「家族への過度な心配」などをチェックし、保健室を利用する等必要に応じた対応を行う。
 - ・学校でのマニュアル作成時に、「保健室機能をどう確保するか」の計画と準備が求められる。事前に計画することで、円滑な対応が可能となる。
 - ・校内災害対策本部の場所を常に明らかにし、全校の児童・生徒の様子を把握する。
- ② けが等の状態によって、救急車の要請等の対応をする。
- ③ 様子が把握できたら教育委員会へ報告をする。
- ④ あずかり保護移行後、必要に応じて水や食料、防寒用品、携帯トイレなどの学校防災備品を配布する。
※最低3日間は自助で対応することを目標とする。
- ⑤ 保護者が来校し、希望する場合は、引き渡しを行う。
- ⑥ 教育委員会との連絡、情報の収集にこころがけるとともに、教職員へ決定事項の徹底を図る。

補足1

◆ 震度4以下の場合

対応

- ① 強い揺れを感じた場合、一次避難に関しては5弱以上の場合と同様に行う。
- ② 校内災害対策本部が情報を収集した後、教育課程を継続する。
- ③ 登下校に関しては、通学路の危険が予想される箇所には教職員を配置し、見守りを行う。
- ④ 地域の見守りの方にも協力を依頼する。

補足2

◆ 地域住民が学校に避難をしてきた場合（体育館が避難生活施設になっている）…あずかり保護の場所の決定に関して

- ・ 地域住民が避難してきて、避難生活施設の開設が必要な事態であれば、児童・生徒の学校での安全な保護も緊急性の高いものであり、数日間にわたる可能性もある。
- ・ 避難生活施設の開設は、市災害対策本部が、市内の被害状況等から開設が必要と判断し、施設の安全が確認された場合となる。
- ・ 事前に自治会・市・施設管理者（学校）で組織する避難生活施設運営委員会で十分な調整を行い、児童・生徒と避難者とのエリア分けをはっきりさせておくことが重要である。
- ・ 校庭への一次避難後、学校でのあずかり保護に移行する際には、基本的には体育館が対応しやすいと考えられるが、避難生活施設として体育館が使われることになるので、教室施設を中心とする計画も立てておく。
- ・ 避難生活施設の開設運営は避難生活施設運営委員会が行い、教職員は児童・生徒の安全確保に当たるが、避難生活施設の円滑な開設や自主的な運営に移行できるよう可能な範囲で協力する。

補足3

◆大和市の災害に関する情報

- | | |
|--|-----------|
| ☆ 大和市防災行政無線 | |
| ☆ 自動音声応答装置 0120-112-933
(防災行政無線の内容を確認できる) | |
| ☆ 大和市災害用関連情報サイト(市ホームページ) | |
| ☆ やまとPSメール | |
| ☆ ヤマトSOS支援アプリ | ☆ 緊急速報メール |
| ☆ FM やまと (77.7MHz) | ☆ エリアメール |
| ☆ J:COM(11ch) | ☆ NHK |

【南海トラフ地震臨時情報が発表された場合】

気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表したことを想定

大和市は、「南海トラフ地震防災対策推進地域」ではないが、近隣市が対象地域に該当し、市内の想定震度が5弱～5強となっているため、安全確保に万全を期する必要がある。

会社も学校も通常の活動の中で、

主体的な減災の行動が求められる

予想される状況

- ・電話が繋がりにづらくなる。
- ・児童・生徒の不安感が増し、不安定な精神状態の児童・生徒も出現する。
- ・家庭の協力体制が期待できるかどうかには差が生じる。

南海トラフ地震臨時情報は次の4種類（以下、対象地域内での対応）

①南海トラフ臨時情報（調査中）

南海トラフの想定震源域及びその周辺で M6.8 程度（速報）以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なったゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を発表。（地震発生の場合、30分程度以内）

- ・個々の状況に応じて避難等の防災対策を準備・開始
- ・今後の情報に注意

その後、有識者からなる評価検討会を開催し、評価結果（②～④のいずれか）を発表する。（最短で2時間程度）

②南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）

地震の発生可能性が相対的に高まっていると考えられるため、

- ・日頃からの地震への備えを再確認する等
- ・地震発生後の避難では間に合わない要配慮者や地域の住民等は避難。それ以外の者は、避難の準備または自主的に避難（主に津波を想定）

③南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）

地震の発生可能性が相対的に高まっていると考えられるため、

- ・日頃からの地震への備えを再確認する等

④南海トラフ臨時情報（調査終了）

②, ③の期間はそれぞれ1週間が基本。②で1週間経過後は③に切り替えられるため②+③で計2週間となる。期間終了後は、地震の発生に注意しながら、通常の生活を送る。

「南海トラフ臨時情報(調査中)」が発表されたときの対応

(続いて、「南海トラフ臨時情報(巨大地震警戒)」、「南海トラフ臨時情報(巨大地震注意)」が発表された場合も引き続き同様の対応とし、「南海トラフ臨時情報(調査終了)」の発表、または警戒期間の終了まで実施する。)

- ① 学校は基本的には平常授業を行う。(教育委員会の判断による)
- ② ただし、校外における活動等「発災時の安全確保が難しい」教育課程については中止・変更をする。
- ③ 地震から身を守るための指導・訓練を再度徹底する。
・登下校時の避難行動、通学路の注意、頭を守るものの着用、在校時の避難行動を確認する。
- ④ 最新情報に留意し、教職員の間で共有する。
- ⑤ 小学校では、集団登校、集団下校を原則とする。中学校では、登下校が一人にならないようにする。
・通学路へ教職員を配置する。
- ⑥ 保護者・地域へ、今後の対応を周知する。(全校で同じ対応をする場合は、教育委員会からPSメールを流す)
- ⑦ 寺子屋・放課後子ども教室・部活動は、原則行わない。児童クラブは、原則行う。
- ⑧ 海や神奈川県西部など大きな被害が想定される地域には行かないことを指導する。

臨時情報を受けて、学校がやるべきこと(毎日)

- 登下校時の警戒態勢・・・教職員の配置、地域への連絡
- 通学路の安全指導(危険箇所迂回等)
- 教職員のマニュアルを再確認
- 校内避難経路の安全点検
- 災害時放送機器点検
- 火気周辺の安全確認
- 教室の安全点検
- 関係書類の保全
- 備蓄品・応急手当薬品などの確認
- 教育委員会への状況報告(MCA無線)
- 登下校時の児童・生徒の荷物の軽減化

<風水害編>

【台風や大雨による危険が予測される場合】

校長会・教育委員会が連携をとって、

迷いのない判断を下す

1 市内小中学校を「一斉臨時休業」（登校時刻を遅らせる、下校時刻を早めるなども含む）とするとき・・・（教育委員会が判断）

以下の2点を判断基準とし、小中学校長会長と協議の上、教育委員会が決定する。

☆ 当日の早朝（午前5時頃）、気象庁が発表する「大雨警報」、「暴風警報」などの気象警報のうち、一つでも「大和市」に発令されている。

☆ 当日の午後にかけても、状況の改善が見込まれない。（台風がさらに接近しつつある等の状況）

- ・ 気象状況が改善されていても、学校及び地域が重大な広域被害を受けている等のときにも「一斉臨時休業」の判断をすることがある。
- ・ 臨時休業の家庭への連絡については、確実に行う。
（緊急事態が予想されるときは、事前に児童・生徒連絡網、校長会連絡網、教職員連絡網を確認しておく）
- ・ 登校時刻を遅らせる場合や、下校時刻を早める場合は、通学路の安全をしっかりと確保する。
- ・ 教育委員会が一斉臨時休業や自宅待機などの判断を出した場合は、教育委員会がPSメールで情報を提供する。

<一斉臨時休業決定の各校長への連絡は以下の通り>

☆ 午前5時45分までに、小中学校長会長は、校長会連絡網を使って、各校長に連絡する。

☆ 警報がまだ出されていなかったり、数時間で台風が通過する見通しがあったりなど、判断が極めて難しい場合は、「一斉臨時休業」とはせず、「自宅待機」等の指示を出すこともある。

2 小中学校ごとに「臨時休業」（登校時刻を遅らせる 下校時刻を早めるなども含む） とするとき・・・（校長が判断）

「一斉臨時休業」の判断基準に達しない場合でも、各小中学校は、校長の判断で「臨時休業」とすることができる。その際の注意点は以下の通り。

- 河川のそばに立地する小中学校については、教育活動実施中の増水等の情報に注意し、下校時刻を早める場合の基準等を決定しておく。（川の水位等）
- その際には、あらかじめ保護者・地域へも周知を図っておく。
- 通学路に河川やがけ崩れのおそれがある場合も上記と同様である。
- 雷への対応にも留意する。

- ・ 学校の立地条件により、各校長は、気象警報のある場合、児童・生徒の安全を第一に明確な判断をする。
- ・ 「臨時休業」とする場合は、当該の中学校区内の小中学校長で連絡を取り合い、統一して実施することが望ましい。
- ・ 「臨時休業」の判断に際しては、教育委員会へ報告する。
- ・ 給食を中止するときは、受け入れ校については、共同調理場と教育委員会保健給食課に連絡を入れる。また、単独調理校については校長が指示を出し、教育委員会にも連絡する。
- ・ 水防法及び土砂災害防止法に基づく浸水想定区域内の学校（福田小・下福田小・大和東小・上和田中・渋谷中・下福田中）及び土砂災害警戒区域内の学校（大和東小・引地台小・つきみ野中）は、避難確保計画に基づいた行動を取る。

参考 気象庁による警報の種類（7種類）

大雨警報 洪水警報 大雪警報 暴風警報 暴風雪警報 波浪警報 高潮警報
※大和市に直接関係してくると思われる警報は、主に前の4警報と考えられる

<火災編>

【学校施設内を出火場所とする場合】

避難による安全の確保を第一とした行動と、

可能な範囲での初期消火

Ⅰ 授業中の避難行動

対応

- ① 発見者は状況を知らせる。(火災報知機 インターホンなど)
- ② 消防に119番通報する。
- ③ 初期消火班で対応可能な教職員が初期消火を試みる。(可能な範囲にとどめる)
- ④ 第一次放送を行う。

「ただいま〇〇〇で火災が発生しました。初期消火班の先生は消火器を用意し、現場に急行してください。児童・生徒で〇〇〇のそばにいるものは急いでその場から離れてください。その他の児童・生徒は次の指示があるまで落ち着いて待機しててください。」
- ⑤ 第二次放送を行う。

「これより避難を開始します。出火元が〇〇〇ですので、〇〇階段は使用できません。(避難経路に関する指示を明確に出す!) まずは〇年生、先生の指示に従い、落ち着いて避難してください。・・・繰り返します」(指示は短く、3回ほど繰り返す)

・避難の順番は、出火元の階→出火元の直上階→その他のフロア が望ましい。
- ⑥ 担当教職員は、残留児童・生徒がいないか、付近を確認の後に避難する。持ち出し班は、名簿等を持ち出す。
- ⑦ 校庭で学級ごとに点呼し、所在不明者・けが人などがいないか確認する。

・校内災害対策本部を立ち上げる。
- ⑧ 校内災害対策本部(防火管理者及び校長)に報告を行う。
- ⑨ 校内災害対策本部(防火管理者及び校長)は到着した消防隊に出火場所、逃げ遅れた人、けが人について報告する。(教育委員会へも連絡する)

- 避難の際、残留児童・生徒がいないか確認する。
- 避難の際窓は閉めてカーテンは開ける。
- 特別支援学級の児童・生徒が交流級にいる場合は、交流級で避難する。その後校庭で特別支援学級に合流する。(授業者が特別支援学級避難位置に連れて行く)
- 特別支援学級の避難については、児童・生徒の安全の確保の観点から、事前に避難の際の体制をしっかりと確認しておく。
- 特別教室での授業においては、あらかじめ避難経路を確実に理解しておく。
- 保健室は養護教諭が指示を出して、保健室から直接避難させる。
- 煙が充満し始めた時の指示
 - ・ハンカチや手で、目や鼻を覆う
 - ・姿勢をできるだけ低くする
 - ・視界が悪いときは、壁伝いに移動する

2 休み時間等の避難行動

対応

- ① 発見者は状況を知らせる。(火災報知機 インターホンなど)
- ② 消防に119番通報する。
- ③ 初期消火班で対応可能な教職員が初期消火を試みる。(可能な範囲にとどめる)
- ④ 第一次放送を行う。

「ただいま〇〇〇で火災が発生しました。初期消火班の先生は消火器を用意し、現場に急行してください。児童・生徒で〇〇〇のそばにいるものは急いでその場から離れてください。その他の児童・生徒は次の指示があるまで落ち着いて待機してください。」
- ⑤ 第二次放送を行う。

「これより避難を開始します。出火元が〇〇〇ですので、〇〇階段は使用できません。(避難経路に関する指示を明確に出す!) 児童・生徒は各自、落ち着いて避難してください。…繰り返します」(指示は短く、3回ほど繰り返す)
- ⑥ 担当教職員は、残留児童・生徒がいないか、付近を確認の後に避難する。持ち出し班は、名簿等を持ち出す。
- ⑦ 校庭で学級ごとに点呼し、所在不明者・けが人などがいないか確認する。
 - ・校内災害対策本部を立ち上げる。
- ⑧ 校内災害対策本部(防火管理者及び校長)に報告を行う。
- ⑨ 校内災害対策本部(防火管理者及び校長)は到着した消防隊に出火場所、逃げ遅れた人、けが人について報告する。(教育委員会へも連絡する)

【学区内で火災が発生し延焼が心配される場合】

近隣で火災が発生し、延焼による危険性が高まった場合等を想定

(学校の立地環境や学区環境が学校ごとに大きく違うため、それぞれの学校ごとに有効なマニュアルの策定が必要である。特に、住宅地に立地する学校は、消防の専門的な視点からの検証が求められる。)

正確な情報の把握に努め、広域避難場所への避難を、

早めに決断!

1 学校が住宅地にあり、学校への延焼等危険が予想される場合

対応

- ① 市のホームページや FM やまとの災害情報などから、極力「現在」の「正確」な情報の把握を行う。
- ② 児童・生徒を落ち着かせ、頭を守るものを着用し、広域避難場所への避難の可能性とその際の注意を徹底する。
- ③ 広域避難場所までの安全と風向きなどの確認をする。
- ④ 広域避難場所へ全校で避難する。(緊急を要する場合は学年単位で迅速に避難する。)

- 広域避難場所への移動は、風向きによって複数箇所、複数コースを設定しておき、避難経路の確認をしておく。
- 教室から火災の煙が確認できるようなときは、カーテンを閉め、児童・生徒が不安になったり興奮したりすることがないように配慮する。
- 広域避難場所への避難に当たっては、交通事故等の二次的な被害にあわないよう最大限の注意を払う。

2 通学路で火災が発生し、登下校時に危険が予想される場合

対応

- ① 市のホームページや FM やまとの災害情報などから、極力「現在」の「正確」な情報の把握を行う。
- ② 危険が予測される箇所には教職員を配置し、見守りを行う。場合によっては通学路を変更し、登下校させる。
- ③ 地域の見守りの方にも協力を依頼する。

第2部

安全・防災教育のありかたと防災教育資料

防災備蓄等の指針

(1) 学校の防災資器材の保管場所、使用方法等を把握しているか

○児童・生徒を保護する目的で学校に留まる教職員の食料(3日分を基準)の備蓄に努める。また、児童・生徒の食料等については、現状の備蓄の充実は、当面3食(1日分)に努める。

○災害時に使用する備品などの点検や動作確認の実施時期をマニュアルに定め、計画的に実施する。食料・飲料水の品質保持期限を把握する必要がある。

(2) 学校の安全点検を行っているか

○定期的な校舎の安全点検を実施し、危険箇所の把握とともに、壁・柱・床の亀裂、天井の剥離状態等についても変化の様子を点検・記録する。危険箇所は、児童・生徒、教職員に事前に周知しておく。

○転倒物、重量物等の転倒防止措置として、職員室や教室の書架、戸棚、ロッカー等転倒のおそれがあるものの転倒防止策や、重量物の固定、テレビやスクリーン等の転倒落下防止策を行う。昇降口では、靴箱にも転倒防止策を行う。また、保管されている灯油、薬品、ガス等の安全管理についても対応する必要がある。

(3) 地域の状況を把握しているか

○普段は何でもない場所でも、地震発生により危険な場所となることがある。児童・生徒の通学路や、学校立地の特徴を把握し、危険箇所等を地図上に表示し、児童・生徒や教職員へ周知する必要がある。

○児童・生徒の通学路にはブロック塀や自動販売機等の倒壊、広告・看板等の落下、障害物による通学路の遮断、がけ崩れ、低地での浸水等の危険があり、あらかじめ安全点検をして、必要があれば通学路の変更を含めて検討しておく必要がある。また、停電等で信号が止まった場合、特に広い道路では児童・生徒の横断が危険になる場合があるので、教職員等の配置を検討する必要がある。

個人用防災備蓄品リスト(1日分)(例)

- 水(500ml×2~3本) 非常食(乾パン・ビスケット・α米など)(3食分) 携帯トイレ
- 防寒用シート
- 常備薬(必要がある児童・生徒) ※毎日服用しているものについて保護者と相談

学校用防災備蓄品リスト(例)

- カセットコンロ カセットボンベ 軍手 ゴム手袋 マスク ハンマー
- バール スコップ ヘルメット 長靴 雨がっぱ ハンドマイク 懐中電灯
- ホイッスル ラジオ 乾電池 ブルーシート ロウソク ウエットティッシュ
- タオル 教職員用の水 教職員用の非常食 筆記用具セット 毛布
- 生理用品 救急セット 使い捨てカイロ

安全点検項目(例)

1. 床にさがり、ふくれ上がり等はないか。
2. 床に剥離・亀裂破損等はないか。
3. 壁の亀裂・ゆがみ・ぐらつき等はないか。
4. 天井の剥離・浮き・亀裂等はないか。
5. 出入り口の戸の具合・開閉の具合は良いか。
6. 避難路・非常口等に物を置いていないか。
7. 非常階段・防火扉の整備は十分か。
8. ガス、石油の設備は正常か。
9. 火災報知器設備等は破損していないか。
10. 窓枠は腐っていないか、落下の危険はないか。
11. ガラスが落下(飛散)する危険はないか。
12. 照明器具の落下する危険はないか。
13. 戸棚の上のものが落下する危険はないか。
14. スピーカー等の落下する危険はないか。
15. テレビ等の落下する危険はないか。
16. 戸棚・書籍・書架の転倒のおそれはないか。
17. 靴箱の転倒のおそれはないか。
18. ロッカーの転倒のおそれはないか。
19. コンピュータ等の転倒のおそれはないか。
20. 薬品棚の転倒のおそれはないか。
21. 塀、ブロック等に亀裂や傾きはないか。

学区防災地図作成(例)

- 通学路危険箇所
- 危険ブロック塀
- 自動販売機
- がけ崩れ予測箇所
- 浸水危険箇所
- 危険看板箇所
- 第2・第3避難場所
- 地域(自主防災組織)の代表者宅・連絡先

保護者等との緊急時の連絡体制(例)

- PSメール
- 地区連絡網
- 学校ホームページ
- 災害用伝言ダイヤル「171」
- 災害用伝言板「web171」

※これらが使えない場合にも「〇〇の時には▲▲する。」と年度初めに決めておくよ。